

(様式 1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-6
法令名	森林組合法	根拠条項	19-1		
許認可等	森林組合の共済規程の承認				
<p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号） （根拠規定） 第 19 条第 1 項 森林組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>（許認可等の基準） 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知） 1 審査基準 （5）法第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合の共済規程の承認及び変更等の承認に係る審査基準は、被共済者の保護を図る等の見地から、「森林組合法の施行について」（昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 174 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の（2）のイのなお書のとおりとする。</p> <p>法第 19 条第 2 項 前項の共済規程には、共済事業の種類その他の共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>森林組合法施行令第 4 条 法第 19 条第 2 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 1 事業の実施方法に関する事項 イ 共済契約者及び共済の目的の範囲 ロ 共済金額及び共済期間に関する事項 ハ 共済契約締結の手續きに関する事項 ニ 共済掛金の収受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項 ホ 共済証書及び共済契約申込書の記載事項並びにこれらに添付すべき書類の種類 ヘ 共済契約の特約に関する事項 ト 共済金額、共済事業の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項 2 共済契約に関する事項 イ 森林組合又は森林組合連合会（以下「共済組合」という。）が共済金を支払わなければならない理由 ロ 共済契約無効の原因 ハ 共済組合がその義務を免れる事由 ニ 共済組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期 ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失 ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務</p>					

(様式 1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

3 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

イ 予定損害率に関する事項

ロ 予定事業比率に関する事項

ハ 共済掛金の計算に関する事項

ニ 責任準備金の計算に関する事項

ホ 共済期間が1年を超えるものについては、予定利率に関する事項、解約返戻金の計算に関する事項及び未収共済掛金の計上の範囲に関する事項

「森林組合法の施行について」第4の1(2)のイ

(略)

なお、共済事業は、我が国の森林の賦存状況、森林災害の発生形態等からみて当面全国森林組合連合会が行うものとするが、この事業の適正かつ円滑な実現を図るために必要な指導上の留意事項については、林野庁長官からの技術的助言によらねたい。

(その他)